

防府市介護保険条例等の一部改正等について(案)

防府市介護保険条例の一部改正について

- (1) 第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、令和3年度から5年度の第1号被保険者の保険料率を定める。
- (2) 国から示された基準所得金額の改正（全国値の所得段階別加入割合）に沿って段階区分を見直し、所定の改正を行う。
- (3) 平成30年度税制改正に伴い、不利益を生じないように、保険料の算定方法を変更する。

○防府市介護保険条例

- (1) 第1号被保険者の保険料の段階数と保険料率について

保険料の段階を11段階→12段階に増やし、合計所得額を細分化することで、保険料の上昇を抑制

第10段階	600万円未満	→	500万円未満
第11段階	600万円以上	→	750万円未満
第12段階	設定なし	→	750万円以上
※第12段階については、基準額×2.15を設定			

- (2) 保険料の段階区分の合計所得額の変更

第7段階	200万円未満	→	210万円未満
第8段階	300万円未満	→	320万円未満

- (3) 税制改正に伴い、不利益が生じる場合は、新たに所得金額から10万円を控除する。

介護保険料基準額の据え置きにより、第7期と基準額の変更はない

介護保険給付費の上昇を抑えるための対応について

- ◎短期集中予防通所サービス実施による要支援状態の改善
- ◎高齢者の集いの場（住民主体の介護予防教室・元気アップくらぶ等）の充実
- ◎介護給付適正化の推進
 - ケアプランチェックや研修会による介護サービスの適正な利用促進

